

平成21年度 芦屋市教育委員会第5回(臨時会)委員会記録

日 場	時 所	平成21年7月17日(金) 16:00~17:50 北館4階 教育委員会室
出 席 者	(委員)	委 員 長 麻木 邦子 委員長代理者 近藤 靖宏 委 員 白川 蓉子 委 員 植田 勝博 教 育 長 藤原 周三 (事務局等) 波多野管理部長, 上月学校教育部長, 橋本社会教育部長, 中務管理課長, 長岡施設担当課長, 稗田教職員課長, 伊田学校教育課長, 中村打出教育文化センター所長, 津村生涯学習課長, 細見文化振興担当課長, 白川市史編集担当課長, 竹内市民センター長, 木高スポーツ・青少年課長, 大西図書館長, 北野学校教育課長補佐, 岡田学校教育課主査, 川崎美術博物館主査
事 務 局		教育委員会管理部管理課
会議の公開		公 開
傍聴者数		2 名

1 議案等

- 第 4 号 議 案 平成22年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について
- 第 5 号 議 案 芦屋市スポーツ振興審議会委員の任命について
- 専決報告第8号 芦屋市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 報 告 第 2 号 平成22年度教育費予算概算要求について

2 議事内容

- 委 員 長) 日程第1 開会宣言
- 委 員 長) 日程第2 会議成立の宣言
- 委 員 長) 日程第3 会議録署名委員の指名(藤原委員)
- 委 員 長) それでは, 日程第4の審議に入ります。第4号議案「平成22年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」を議題とします。提案説明を求めます。
- 学校教育課長) 議案資料に基づき概略説明
- 委 員 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- 植 田 委 員) 中学校の場合, 基本は継続型になっていますね。
- 学校教育課長) はい, そうです。
- 植 田 委 員) 新しく検討しなければいけないことというのは現場のほうではあったのでしょうか。
- 学校教育課長) 特にポイントになった点は, 中学校の教科書におきましては, 自由社の新しい歴史教科書が, 新たに検定を通過したので, それと今回も挙がって

おりますところと、比較の上、採択する、しないというところの検討を中心的に行った点です。

植田委員) 今のところは自由社の分は採択しないということで審議会のほうから出てきているわけですね。

学校教育課長) はい。

委員長) ほかにございませんか。

近藤委員) 社会科が日本文教出版というのは、社名が変更になったと考えたらいいんですか。

学校教育課長) はい。

近藤委員) ということは、中身は全く変わっていないわけですね。

学校教育課長) はい、中身は変わっていません。

委員長) 大阪書籍が日本文教出版になったということですか。

学校教育課長) 大阪書籍さんの教科書の内容自体、すべて版下から含めて日本文教出版さんが引き取られたという形です。ですから、日本文教出版さんのほうのもともとの教科書コードがあり、それから大阪書籍を引き取った今回の新たなコードがあるということになっています。

委員長) ありがとうございます。

近藤委員) ここはもともと中学校の社会科はなかったわけですね。

学校教育課長) 日本文教出版も中学校社会科は出していました。

近藤委員) そうすると日本文教出版は、この引き取った分と両方あるわけですか。

学校教育課長) はいそうです。

近藤委員) これは将来一本にするのですか。一つの会社で同じ教科を二つ、内容の違うのを出しているというのはあるのですか。

学校教育課長) 他のところについては、今は、分かりません。

白川委員) この自由社の新しい教科書について、専門委員会で検討して採択しないということになったわけですが、その時に議論はありましたか。それから自由社を採択したところはあるのですか。

学校教育課長) 基本的な観点は大きく四つございます。全体構成、配列と分量、単元展開の特徴、資料の種類と分量というところを基本的な項目にはしていますが、そういった中で、例えば字の大きさ、文章量、人物の取り上げ方、歴史用語について他社との比較等々、いろんな観点から見ております。そして、その中で特徴的な自由社の教科書につきましては、まず、文字が小さいというようなところから、比較したときに見づらい部分があったということ、文章の量が結構多いこと。そういった点から現在使っているもののほうが望ましいということがございます。もちろん、調査研究委員会の中での議論なり、それから意見というのはもっとたくさん出ているわけですが、そういったところが主なポイントになっております。

委員長) 候補1、2とも最後にどちらかに絞るわけですか。

学校教育課長) いいえ、候補1が、優先順位の順番になっております。候補1がもし何らかの事情により採択がふさわしくない、例えばですが、1と2を入れかえるということが教育委員会で決定されるとか、私も経験がありませんが、その版自体に何か瑕疵が生じるというようなことがあれば、当然候補2が繰り上がりになります。

委員長) ありがとうございます。

教科書の閲覧

委員長) それでは先生方、何か感想とかございましたら。

植田委員) 採択されないほうの中に、教材で使ったらおもしろいんじゃないかなというのがありますね。副教材として非常に安く手に入ったら楽しみながら見られるような本、美術や、音楽なんかもそうで、この本には取り上げられているけど、この本にはないというようなものがあつたりすると、両方ともあつたらいいな、みたいなのがないわけではないですね。教科書としては、別段異論がありません、よろしいと思います。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

第4号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）

委員長) 次に、第5号議案「芦屋市スポーツ振興審議会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ・青少年課長) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員) 例年のことですので、異論はございません。スポーツ振興審議会の開催はどのぐらいの割合で行っていたのですか。

社会教育部長) 私の記憶では年2回程度です。特に基本計画とか立てる場合はもっと回数を増やします。

植田委員) 最近の審議会では何か話題になったようなことはあったんでしょうか。

社会教育部長) スポーツ振興基本計画後期5カ年計画に基づきまして、スポーツの振興を図っております、その計画をたてる前に市民アンケート調査をしておりまして、社会体育施設が非常に不足しているというのがあります。また、子どもの体力についての心配をされている保護者の方が多いことで、重点施策として子どもの体力であるとか、それと市民には1週間に1回以上のスポーツを3人に2人、66%の目標数値を定めて、スポーツ・フォー・エブリワンをやっていこうということです。

今、一番困っていることは、施設を使うにしても競合してしまっていて、予約しづらい状況が続いているということと、障がいのある方のスポーツ、議会でも最近よく取り上げられているのですけれども、テニスができるような施設をつくって欲しいという声が出ております。

植田委員) 子どもの体力という問題で、学校で体育の授業はあるわけですが、学校教育だけでは不十分だから、こうあってほしいとか、この分がこうあるべきではないか、そういう問題点とか御意見というのは何かありますか。

社会教育部長) 問題点と考えていることはないですが、コミスク活動で、専門的にサッカーや野球等を進めていただく中で将来につながるような活動もできるということで、学校教育の中だけでは行えない有意義な活動を行っていると思います。

近藤委員) 今、その指導員はどのくらいいるのですか。

スポーツ・青少年課長) 体育指導員そのものは地域のコミスクから1名ずつと、他に、20名程度だと思えます。

近藤委員) 実際に活動される方は別に職業を持っていて、空いた時間に指導されるのですね、専門的にそれをやっておられる方というのは20名ぐらいおられますか。

スポーツ・青少年課長) 専門的な方も中にはいらっしゃいますが、スポーツ・青少年課のほうでニュースポーツとか、いろんなスポーツを体験された方、あるいは審判の資格を持っておられる方等々で構成されております。特に競技専門分野という点ではきっちりした方はいらっしゃらないと思えます。

委員長) この場でも指導員の任命の名簿をいただきましたよね。

社会教育部長) そうです。今、課長が言いましたように、私も20人から25人程度とっております。それと、スポーツリーダーの講習会を毎年やっています、これは60人ぐらいいらっしゃいます。終了された方にはなるべく指導員になっていただきたい、地域で一度活動していただきたいという呼びかけはしているのですが、なかなか事情があって、順調には増えていません。

近藤委員) ママさんバレーとか地域の方がいっぱい集まってチームをつくって試合をすとかね。活発なところもありますよね。芦屋ではそういうのをあまり耳にしたことがないですね。

植田委員) 一流のものを見せる場とかというのがあったら、将来オリンピック選手を夢見るかもしれない、そういう期待はしたいですね。

もう一つは芦屋の特異性といえますか、外国人が多いわけですね。異文化のスポーツなんかがある程度受けられるような機会というのは何かあってもよさそうなのかなと。

そして、塾に行く、私学へ行く子どもたちが多いい中では、もやしっ子ではなく、体力は体力で、成長期につけさせなければいけない、どう充足させるか考える必要があると思えますね。

社会教育部長) 私が記憶していますのはクリケットがありました。インドの方なのですが、中学校の運動場を使用したいという要望がありましたが、中学校は部活でほとんど使っておりますから無理ですし、仮に使えるときがあっても、サッカー、野球、とか一般的に競技人口が多いスポーツに、どうしても使用されますので、新しいスポーツが入ってくる余地が施設的に難しいという気はします。

それと子どもの体力について、社会教育の支援の部門では、山手小学校などで、芦屋テニス協会の皆さん方の御尽力でキッズテニス、それはマネージャーが中心なのですが、そういうことをやっておりますし、なるべく社会教育の運動施設でやられている方については、特に小さいお子さんを連れてきていただいて、テニスに親しんでいただくとか、そういう呼びかけを、私がいさつする場面があったときはお願いしています。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

第5号議案採決。結果，承認（出席委員全員賛成）

委員長）次に，日程第5に入ります。専決報告第8号「芦屋市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ・青少年課長）議案資料に基づき概略説明

社会教育部長）議案資料に基づき補足説明

委員長）説明が終わりました。質疑はございませんか。

白川委員）今言われた放課後児童クラブガイドラインというのは，国が出しているのですか。

社会教育部長）厚生労働省から示されています。

白川委員）その基準が40人から70人ということですか。

社会教育部長）1クラス大体40人程度で，1放課後児童クラブの規模については最大70人までとするということでございます。

白川委員）児童数が増えましたが，指導員はどのようなのですか。

スポーツ・青少年課長）指導員につきましてもそれぞれ学級に2名ずつの配置をしております。

白川委員）2名ずつですから4名増えたのですね。

社会教育部長）はい。1クラスで嘱託職員を2名配置しています。

白川委員）指導員の方の身分はどのようなのですか。

社会教育部長）地方公務員法の3条3項3号職員，我々は非常勤嘱託職員と言っています。

委員長）精道小学校区と宮川小学校区が増えたということは，生徒数は他の校區に比べて，倍はいないと思うのですが。共働きの家庭が多いということですか。

スポーツ・青少年課長）共働き家庭等々の入級の方が大半を占めていると思います。

社会教育部長）児童数との関係でいいますと，岩園もずっと増えてきているのですが，留守家庭が急激に増えてきているかというところもありませんので，かなり地域差というのがあると思います。児童数が増えるから，必ず留守家庭が増えるとも言えませんし，逆に児童数は微増だけれども留守家庭が急に増えたりする場合がありますので，見込みが本当にたてづらくなっているというのが現状です。

委員長）宮川と精道は芦屋市の中央の地区ですよ，ということは，山手側と，浜側は留守家庭の児童が少ないということですね。

社会教育部長）浜風も少ないですね。児童数も少ないですが。

委員長）浜の学校は児童数が少ないのですね，山手のほうは児童数はそれなりにいるのに，留守家庭の児童が少ないということですね。

社会教育部長）そうです。

近藤委員）この対象児童というのはどの学年ですか。

社会教育部長）1年生から3年生で，配慮を要する子どもの場合は6年生まで受け入れるときがあります。

白川委員）放課後の活動はどのような内容ですか。

スポーツ・青少年課長）保育内容は，2時半ぐらいから登級してくるわけですが，宿題の時間，学級内で工作物をつくったり，おやつ時間もありますので，そういう，集団で遊ぶことも校庭に出てやっております。それから，これから夏休みを控

えまして、校外学習という意味では、朝日ヶ丘の市民プールへ行ったりとか、学級間の交流ということで、1カ所の学校へ集まって交流するとかいうことがあります。

- 近藤委員) これは以前、学童保育と呼んでいたものですね。
- スポーツ・青少年課長) はい、そうです。
- 近藤委員) 放課後子どもプランというのもありましたね。
- 教育長) それとはまた別のものです。
- 近藤委員) 実施場所は学校ですか。
- 教育長) 本市は学校です。
- 近藤委員) 教師は全くかかわらないのですか。
- 教育長) かかわりません。
- 白川委員) 根本的に、第2の学校ではなく、生活の場であるという趣旨から、放課後に子どもたちが生活し、遊びもするのでしょうか。宿題も少しはやりますが、私のいろいろ知ってた学童保育では、第2の学校の様になっているところがありまして、少し問題だと思っています。
- 教育長) 今おっしゃったように、原則的にここでは勉強は教えていません。宿題をする子は当然おります。しかし、指導員が勉強を教えるということはありません。
- 近藤委員) 小学校の放課後というのは授業が終わってベルが鳴ったらさっと帰るのが通常であって、小学校も何かクラブみたいなものがあるのですか。それは社会体育でやるのですか。
- 社会教育部長) コミスク活動では、ありますね。
- 近藤委員) ここでは、放課後に教師が子どものために時間を割くということはないわけですね。
- 学校教育部長) 基本的にはありません。
- 近藤委員) その辺が中学校の先生と違う点ですね。生徒がいないでしょうから、小学校の先生は早く帰ろうと思ったら帰れるわけですか。
- 学校教育部長) 授業が大体3時半ぐらいに終わりますして、その後、各種打ち合わせや会議があります。
- 近藤委員) 勤務時間というのはあるけど、生徒がいて、目の前で指導しなければならないのと、非常に違うと思うのですよね。
- 例えば、4年生～6年生はこの学級へ入らなくてもいいんですか。自分たちで勝手にやるわけですか。
- 学校教育部長) 5時ぐらいまでは校庭開放というものがあまして、そこで自由に遊んで帰ることもできます。
- 近藤委員) それも先生が全部かかわらないのですね。
- 学校教育部長) 先生は時々一緒に出て、遊んだりしています。
- 近藤委員) 指導の方針にも書いてありますが、教師は子どもと過ごす時間をできるだけたくさん持つべきだとありますが、学校が終わって3時になったら、1年生から3年生はここへ行って、遊ぶというのには少し疑問を持っています。
- 教育長) この留守家庭の子どもたちというのは、もう完全に学校から切り離されております。数年前まで無料だったのですが、現在は有料になっています。それから、土曜日、長期の休み中もありますから、結局家で居場所

のない子どもたちの生活の場となっています。それから、現在保護者のほうからは保育時間の延長の強い要求も出て、今それに対応しようとしているところ です。

そんな中で、先ほどのような、放課後の学校の先生方と子どもの関係というのをもっとつくったらどうかという意見が、今、非常に出ています。ところが片方では下校時の安全はだれが確保するのかという問題や、いろいろ難しい問題があります。今後、放課後子どもプランが本格的に入ると、随分様変わりをするのではないかと思います。それから、放課後子どもプランと、この留守家庭児童会というのはよく似ているのに、全然違うものなのです、よく混同されるのですけれど、放課後子どもプランというのは一般の子どもたちが5時まで、これは特定の学級に属する子どもだけがここにいるわけです。だから、我々は留守家庭と一緒にするべきだということで、今、動いていますが、非常に難しい問題があります。

白川委員) 留守家庭の場合は通っている小学校ですが、放課後子どもプランの場合も同じですか。

教育長) 同じ学校です。留守家庭児童会は市によっては学校外でやっているところも多いのです。神戸市は全部学校外でやっています。

社会教育部長) 児童館と言われるところですね。全国的には、そのほうが多いのではないかと思います。

生涯学習課長) 補足をいたしますと、基本的に放課後子どもプランというのは厚労省が行っている放課後児童健全育成事業、それから文科省が行っている放課後子ども教室を言います。この2つの事業を含めて放課後子どもプランと呼んでおります。基本的には、今、話題になっております留守家庭児童会も放課後子どもプランの一部です。これは、放課後子どもプランのクラブ型と呼ばれているものが留守家庭児童会です。

白川委員) 学童保育とは違うのですか。

生涯学習課長) 同じです。学童保育のことをそういうふうに補助事業の名称として呼ぶようになったということです。

白川委員) そうですね。学童保育連盟等が強力に推し進めているものですね。

生涯学習課長) そうです。ですから、県のほうには厚労省から放課後健全育成事業に係る費用が補助金としておりてきます。文科省からは放課後子ども教室事業としてお金がおりてきます。県のほうで放課後子どもプランという名称で一体化をされて、教育委員会から両方のお金が出てくるということになります。ですから、放課後子どもプランという呼び方をすると両方のことを指します。

近藤委員) 何か少し筋が通ってないような話があるような気がしてね。安全ということは非常に大事なのですが、もっと親が本当は責任持たないといけないと思いますね。

白川委員) 保育所の延長なのですね。

近藤委員) 子どもの成長ということについて変なことは言いたくないけれど、いろんな課題を解決できるところは、やっぱり家庭じゃないといけないと思うのですよね。それを制度の違いによって違う指導者のもとへ預けられ

て、本当にそれでいいのかという疑問は残りますね。

教 育 長) 市民の方に意見をお聴きしたら、6年生まで置いて欲しいという意見が非常に強いです。しかも時間を長くして欲しいと。要するに全部学校で面倒見て欲しいというふうな言い方をされたんですが、それは近藤委員が言われたように、まず家庭で考えなきゃいけないということ、それからもう一つの観点から考えなきゃいけないのは、今は子どもたちがすべて管理された中にしか居場所がない。またそうしようとしている。ところが、子どもが群れるだとか、少しの冒険も含めて、学年の違う者も含めて、もっとかつての子どものような遊び、それから上下の人間関係などを考えるようなこともやはり必要であるという意見も、片方では非常に強いですね。

我々としては、親の不安、意見もあります、子どもたちがもっと人間関係をつくるような、そういうのが必要です。

先ほどのように留守家庭学級にいて、大人が管理するよりも、大人がもっと広い意味で管理して、子どもたちにもっと自由な発想、遊び、時にはけんかも含めてということをして芦屋の中でもつくらなければいけないのではないかと、そういうことが、放課後子どもプランをもっと充実させるような方向に持っていけたらなというのを今ちょっと考えております。

植 田 委 員) 私の仕事は弁護士ですが、結論から言ってしまうと、犯罪者たちは大体見捨てられた子どもたちが多いですね。この親、この環境があったからこうなってしまった、本人を無責任にしようとか、そういうことは全然思わないのですが、違った環境だったならばこの子はこの犯罪には結びつかないのではないか、だから弁護が出来るわけですからね。

親からも社会からも放置され、自分の居場所をなくしてしまった子どもたちがどうして生み出されるのだらうと、本人だけの責任じゃないじゃないかと。社会である程度責任を負っていかざるを得ないという、その部分で、結局その子どもに押しつけられちゃう。こういう環境を何とかしなければいけない。だからこういうプランニングが、子どもの成長のために機能してほしいということは強く思いますね。

白 川 委 員) 子ども会もあるのですよね。

教 育 長) あります。

白 川 委 員) そういうのをもう少し子どもたちへ活用するとか考える必要があります。

教 育 長) 子ども会はあるのですが、子ども会はだんだん縮小しかけてましたが、ついこの間からこれではいけないということで、また頑張ってくださいたいりしてます。

白 川 委 員) 子どもたちのたまり場とか居場所みたいなのは必要ですからね。

生涯学習課長) 子ども会活動につきましては、放課後子どもプランの中で協力をいただいている学校もございます。ただ、非常に難しいのは、子ども会の単位と申しますのが学校区で一つの子ども会ということではなくて、一つの町であったり、大きいところではマンションの中で独自の子ども会ができております。そうしますと、1学校区の中に多くの子ども会があるということになっ

てしまいますので、学校区を主体として見た場合にどう連携を図っていくかというのが大きい課題ということを考えております。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

専決報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）

委員長) 次に日程第6に入ります。報告第2号「平成22年度教育費予算概算要求について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長) 議案資料に基づき概略説明

学校教育課長) 議案資料に基づき概略説明

打出教育文化センター所長) 議案資料に基づき概略説明

生涯学習課長) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員) 額としては昨年並みですか。

管理課長) 市民センターの改修が12億円というのが去年は多かったです。あと、耐震改修とか大規模改修は補助の関係で、補助がつかますのでその改修を来年までにしてしまい、空調も耐震改修も終わるという計画でやっておりますので。それから後はちょっとまた数字が変わるかもわかりません。

植田委員) 今の市民センターの改修の金額はもうここには入っていないのですか。

管理課長) マイナスになっています。

植田委員) 22年度は入ってない。

管理課長) はい。

植田委員) 貴志康一のイベントは具体的にはどういったことを予定されていますか。

生涯学習課長) 今年度は生誕100年ということで、貴志康一さんの御親族の方、音楽関係者の方が、今年度につきまして11月19日に記念のコンサートをルナ・ホールでされます。次年度以降も継続的に貴志康一が愛した芦屋を全国に発信していけるような事業を展開していきたいと、こういう申し入れがありましたので計上させていただいたものでございます。

近藤委員) 甲南学園との連携みたいなことはあるのですか。

生涯学習課長) 甲南学園のほうに貴志さんの楽譜等も寄贈されておりまして、記念室ができております。そこも全面的にバックアップしていただけるというふうにお聞きしております。

植田委員) 今後、継続的にというのは例えば音楽祭、音楽賞とか、定例的なイベントを予定されているのですか。

生涯学習課長) 市民センターだけに限らず、例えば美術博物館でありますとか、その他のところも含めて芦屋の良さがわかるような事業に取り組んでいきたいというふうには聞いております。できれば貴志康一・週間のような、1週間ぐらいかけて展開をしていきたいと、そういうふうにお聞きしておりま

す。

社会教育部長) 今年も伊勢幼稚園で紙芝居をしていただく予定もしております。手づくりの紙芝居を、声楽家のトダさんという人がこの貴志康一の実行委員会で中心的に動いておられる方がおられるのですが、その方がやっていただけるということで、幼稚園も非常に楽しみにしていると聞いております。

次年度はまだ、わかりませんが、数多くはないと思うのですが、絵も描かれていたということと、住まわれていたところのステンドグラスなんかも非常にきれいであります。要するに阪神間モダニズムの一人の中心の方でありますので、11月3日の文化の日の前後に、教育委員会だけじゃなく、市長部局も巻き込んでやっていくことになると思います。

植田委員) 我々も余り知りませんが、非常に象徴的な存在というようなことで、知っておきたいということで、いろんな情報をいただいて参加できればと思います。

もう一つ質問ですが、「ふるさと雇用再生基金補助事業」というところで、新聞記事DB化事業、これは、どういう資金がここに来て、何をするのでしょうか。

白川委員) 国なのか、県なのか、どこからの補助かも教えてください。

図書館長) 新聞記事データベース化なのですが、芦屋市立図書館に、朝日新聞と毎日新聞の阪神版が、昭和27年、ないしは28年から紙ベースで保存しています。紙ベースで保存していると劣化が甚だしいものですから、それを電子化するという事業でございます。今年度からこの事業、始まっておりまして、100%補助事業です。これが来年度は2年目に当たるということで、2年目として計上したというものです。

植田委員) 基本的にはそういうデータベースは新聞社が持っていないのですか。

図書館長) 東京本社版の最終版がデータベース化されているというのが通常の形で、地域資料として扱える阪神版のデータベースは今まで存在しませんので、それに取りかかるということです。

植田委員) もう一つは、阪神版は芦屋だけじゃないですよ、他の地域もあるわけです。そうしたら他の地域も当然のことながら利益を享受するので、そうすると作業に参加するとかがあってもしかるべきじゃないのか、芦屋だけがやるものなのか。その点いかがですか。

図書館長) 確におっしゃるとおりだと思いますが、朝日新聞と毎日新聞の2紙だけですけれども、電子化したものをどの様に芦屋で有効活用していくかは、今後の課題だと思っています。

植田委員) 他の図書館との連携とか、そういうことはされなくてもよい事業なのですね。

図書館長) 今はそういう想定では進めておりません。阪神間の図書館で公共図書館協議会という組織がありますが、特段そういう話が他市の図書館からは出ておりませんので恐らく芦屋単独の事業になると思います。

植田委員) 他の阪神間、新聞社、日本全国に対して、データベースとしての価値はあるのではないかと思いますがいかがですか。

図書館長) 著作権法の絡みで、すべて公開してしまうというのは難しい問題があります。新聞記事にどこまでの著作権があるかということでは意見が分かれますが、おおむね記事に関しては発行後50年間、著作権の制約がか

かると、理解しておりますので、紙では保存できないものをデジタル保存していくという形で図書館に来館された方についてはそれを検索して、提供するという方法を当面は考えていきたいとは思っておりますが、それ以上の高度利用については今後の検討課題かと思えます。

植田委員) 芦屋の図書館にはこういう阪神版のデジタル化したものが2紙についてはありますよということは全国広報しても、当然いい話だというふうに思います。

生涯学習課長) もう一つは、ふるさと雇用再生基金、これはどういう目的のものですか。国の緊急雇用対策ということで、県に補助金がきております。県のほうで兵庫県ふるさと雇用再生基金というのをつくられております。

兵庫県の地域の中で新たな雇用を生み出す、そういう事業に対する補助金です。

ですから、この図書館の事業、それから文化財の事業もそうですが、基本的には市がこの補助金を使って事業を委託することによって、委託先の民間が新たな雇用を生み出すことを条件にしている事業でございます。全県下で各市が事業を持ち寄って、県が認めた事業というのが、図書館の事業と、それから文化財の事業と、こういうことになります。

植田委員) 図書館の事業というのはどういうところに委託されて雇用を創出しているのですか。

図書館長) 業者選定等はこれからのスケジュールになりますが、委託先が、ハローワーク等を通して今現在失業中の人を新たに雇用しなさい。その人件費の割合が総費用の2分の1以上でないといけないとかいう制約がありますから、そういった趣旨に沿ってと考えています。

近藤委員) 小中連携強化の研究について、今年、研究がされて、来年度は何か具体的に進行するような予算がどこかにあるかなと思って見るのですが、気がつくところがなかったのですが、その辺はどうなのですか。

学校教育課長) 大きな予算は予定してないというのが実情でございます。具体的には先進校視察等の旅費、並びに研究指定校等の事業費、講師の謝金といったところですよ。

近藤委員) 新たに来年度、進行する部分はあるのですか。同じように先行事例を研究するとか、まだそういうレベルであるというふうに理解したらいいのですか。

学校教育課長) 今年度も同様の事をしておりますので、それらを踏まえて、その次に、小中連携のカリキュラム作成等まで進むような研究が次年度入れればというところで、本年度とほぼ同等でございます。

近藤委員) 僕自身の思いかもわかりませんが、小中連携については方々で、成果もいろいろ報告されておりますし、芦屋が本当にこれを取り入れるのだったらもうちょっと前へ行かないと、今年と同じようなことを来年もするというのでは、どうかと思いますね。今年の意見を聞いてみたら、これに関しては現場のほうも余り関心がないとか、その辺を集約して、やるのかやらないのかというのが、大事なところではないかと思えます。同じ研究を2年間もやるのは長いですよ。

学校教育部長) 同じ予算ではありますけれども、本年度は小中連携がどのように進むかということで、潮見小学校と潮見中学校の中に専門の推進委員等で検討し

ております。また、先日も学校教育課の指導主事2名が呉市へ行って研究してきておりまして、それを元にしながら現場の中に入って具体的に何ができるかということを決めていくのが今年で、来年度はその予算の中でアドバイザーの先生を決めながら、さらに具体的に年間指導計画を立ててどのような交流ができるのかということを実際に進めていくのを来年度というふうに思っております。

近藤委員) わかりましたが、本当は半年ぐらいできちっとやれば成果へ結びついていくと思いますね。これは意見です。

慎重にやるのも良いが、もう少し方向性について内部の意見をまとめていかなければならないと思います。

学校教育部長) 小中連携につきましては、芦屋市の今後の10年間で進めていく課題と受けとめております。

植田委員) 芦屋の場合は、特に小中が分断化されていますね、私学に通わせる人が多いということで、ある意味では日本の公教育の最先端だと思います。多くの人たちが自由な選択で私学に行ってしまう。その中で公教育というのはどうあるべきであるかということですね。そこが問われている、それが芦屋だろうと私は思っています。連携というのは一筋縄ではいかないと。しかし、時代はどれもそれを必要としていると思うわけですね。

白川委員) 小学校も中学校も特別支援学級運営費というのは少なくなっていますね。重点項目に挙げている、個に応じた指導の充実というのはどこに反映されていますか。

学校教育課長) 充実に関しましては、特別支援教育推進事業が、本市において平成19年から21年までの3か年実施しております。それを継続したいという意味合いから、現状にプラスした形で進めたいということで重点項目に挙げてございます。指導の充実につきましては、形は出来ているのですが、個別の指導計画であるとか、そういったところの内容を充実しなければならないということで入れております。

白川委員) そうしますと、この予算は増額の中に入っているのですね。

学校教育課長) そのとおりです。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

報告第2号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)

委員長) 日程第7 閉会宣言